

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 厚木市長

〔申込者〕 住所 (法人にあっては所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号

〔共有名義の場合〕

〔共有者〕 住所 (法人にあっては所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号

「一般競争入札による市有地売払案内書」記載の事項及び現地の状況並びに売却物件の法令上の規制等すべて承知の上、次の物件の売払いの入札に参加します。

なお、次の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法第238条の3の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体属する者でないこと。
- (4) 市税等に滞納がないこと。

入札参加物件

物件番号	所在地	地 積 (㎡)
1	旭町四丁目2264番9、2264番11	2268.80

申込書添付書類

- 1 住民票(マイナンバーの記載がないもの)(個人のみ) ※
(法人の場合は履歴事項全部証明書) ※
- 2 誓約書 (法人の場合は別紙含む)
- 3 市税納付状況確認同意書
(申込者の住所が厚木市以外の場合は、所在の市町村で
取得した「滞納(未納)のないことの証明書」)
- 4 入札事項確認書
※発行後3か月以内のもの
※提出された書類等は返却しません。

受 付

誓 約 書

私は、厚木市が厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に基づき、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者を、入札及び契約から排除していることを認識した上で、次の事項について誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、厚木市が行う措置（契約解除、違約金の徴収、参加停止及び指名停止）について、一切の異議申立てを行いません。

- 1 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。
- 2 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していません。
- 3 上記 1 又は 2 に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、本様式（別紙を含む）に記載されたすべての者の個人情報データを神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
- 4 暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく厚木市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。

令和 年 月 日

（あて先）厚木市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

※法人の場合は別紙も記入してください。

法人役員（取締役、監査人等）

[illegible]

市税納付状況確認同意書

令和 年 月 日

(あて先) 厚 木 市 長

市有地売却の入札参加申込に当たり、私に係る厚木市市税条例による市税の納付状況について、貴職が権限で調査確認することに同意します。

申 込 者

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

入札事項確認書

令和 年 月 日

(あて先) 厚 木 市 長

市有地売却（厚木市旭町四丁目2264番9、2264番11）の入札参加申込に当たり、用途限定に関する特記事項について了承いたしました。

なお、本特記事項は、厚木市企業等の立地促進等に関する条例の奨励措置を受けるための要件とは一切関係はありません。奨励措置の適用を受けようとする場合は、別途所定の手順が必要であることを承知しています。

- ☐ 本物件について、厚木市企業等の立地促進等に関する条例で定める戦略産業の用（指定用途）に供するものとします。

実施予定の戦略産業にチェックをつけてください。

- | | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 環境の関連産業 | ☐ エネルギーの関連産業 | |
| ☐ 医療福祉の関連産業 | ☐ 防災の関連産業 | |
| ☐ 食品の関連産業 | ☐ 流通の関連産業 | ☐ 情報の関連産業 |

- ☐ 指定用途に該当するか確認するにあたり、厚木市企業等の立地促進等に関する条例に関する届出状況等に関して調査確認することに同意します。
- ☐ 所有権移転の日から起算して3年を経過する日までに必要な工事を完了し、本件土地を指定用途に供してください。
- ☐ 指定用途に供した日から起算して10年を経過する日までの間（指定期間）、本件土地を指定用途に供してください。
- ☐ 指定期間が経過するまでは、戦略産業実施事業者土地と建物を併せて譲渡する場合を除き、所有権の移転を行わないでください。ただし、やむを得ない理由により事前に厚木市と協議をし、承認を得た場合はこの限りではありません。なお、所有権の移転を行う場合は、その後の譲受人にも契約内容を承継させるものとします。
- ☐ 指定期間内は、売買物件に地上権、質権、賃借権その他の使用もしくは利益を目的とする権利（抵当権を含まない）を設定及び権利の移転を行わないでください。
- ☐ 市が利用計画の履行状況を確認するために実地調査をすることがあり、その場合は、調査等を拒むことはできません。
- ☐ 土地利用条件に違反した場合は、契約書で規定する違約金が発生します。また、契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあります。

申 込 者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者